

# 第1章 計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

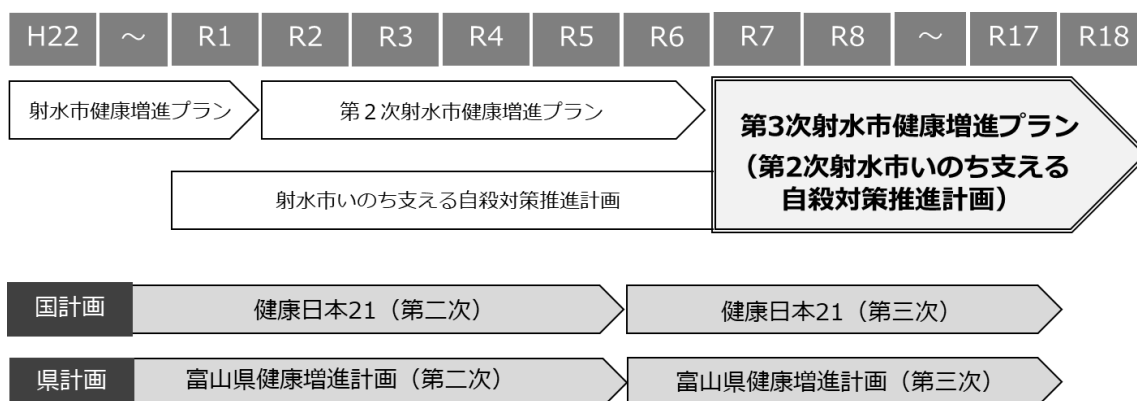
誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、健康であることや病気があっても重症化しないよう健康管理を行うことが必要不可欠であり、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、それを社会全体で支援する環境づくりが必要です。

また、社会環境は多様化しており、一人ひとりの健康課題に対し、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり）を踏まえた、あらゆる年代の方に応じた健康づくりが求められています。ストレスによるこころの問題も大きくなっており、自殺のサインを見逃さず、社会全体で生きることを支えるための取組を推進することも大変重要です。

本市では、健康増進法に基づき、平成22年度に策定した「射水市健康増進プラン」により、市民の健康づくりに取り組んできました。また、令和2年度からの第2次プランでは、主体的な健康づくりを実現するため、「射水市（IMIZUSHI）」の8つの頭文字から始まる行動目標「Let's トライ！ IMIZUSHI 健康8（エイト）」を設定し、取組を進めてきました。

自殺対策については、「誰も自殺に追い込まれることのない射水市」を目指し、令和元年度に「射水市いのち支える自殺対策推進計画」を策定し、生きることの包括的な支援や関係機関との連携強化を行ってきました。

この度、第2次射水市健康増進プランの計画期間が令和6年度で終了することに伴って新たな計画を策定するにあたり、自殺対策推進計画を包括したひとつの計画として、第3次射水市健康増進プランを策定します。計画を統合することにより、「健康づくり」と「こころの健康」を総合的に推進し、一人ひとりが健康づくりに取り組み、ときには誰かと支え合い、つながっていくことで、健康を守り支えるまちを目指します。



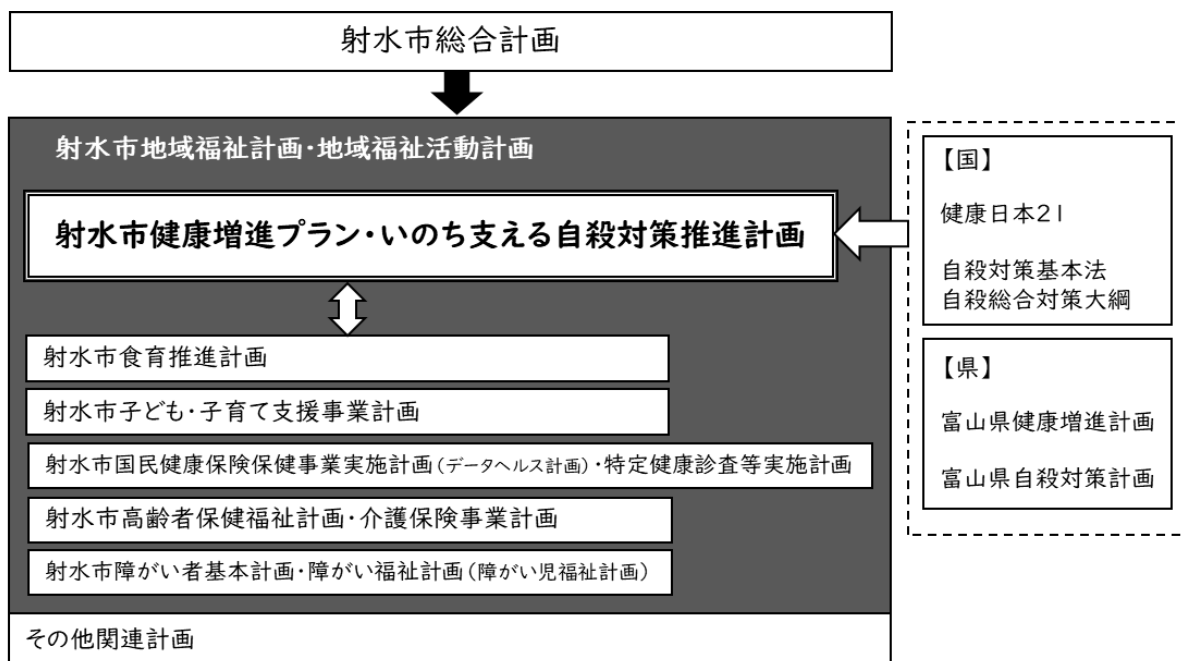
## 2 計画の期間

国や県の計画を踏まえ、令和7年度から令和18年度までの12年間を計画期間とします。6年後の令和12年度に中間評価を行い、計画の進捗状況、新たな国・県等の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画と、自殺対策基本法第13条に基づく市町村自殺対策計画を一体化した市民の健康の保持・増進のための総合的な計画として策定するものです。

また、国や県、市の関連する個別計画等と整合性を図りつつ、健康づくり及び自殺対策を具体的に推進するための行動計画としています。



#### 健康増進法(抜粋)

(都道府県健康増進計画等)

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### 自殺対策基本法(抜粋)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

## SDGs との関連性

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、2015 (平成27) 年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す国際目標です。17の目標と169の取組から構成されており、本計画では、「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」の目標を意識し、地域や関係機関・団体と情報共有し、協働して取組を進めていきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



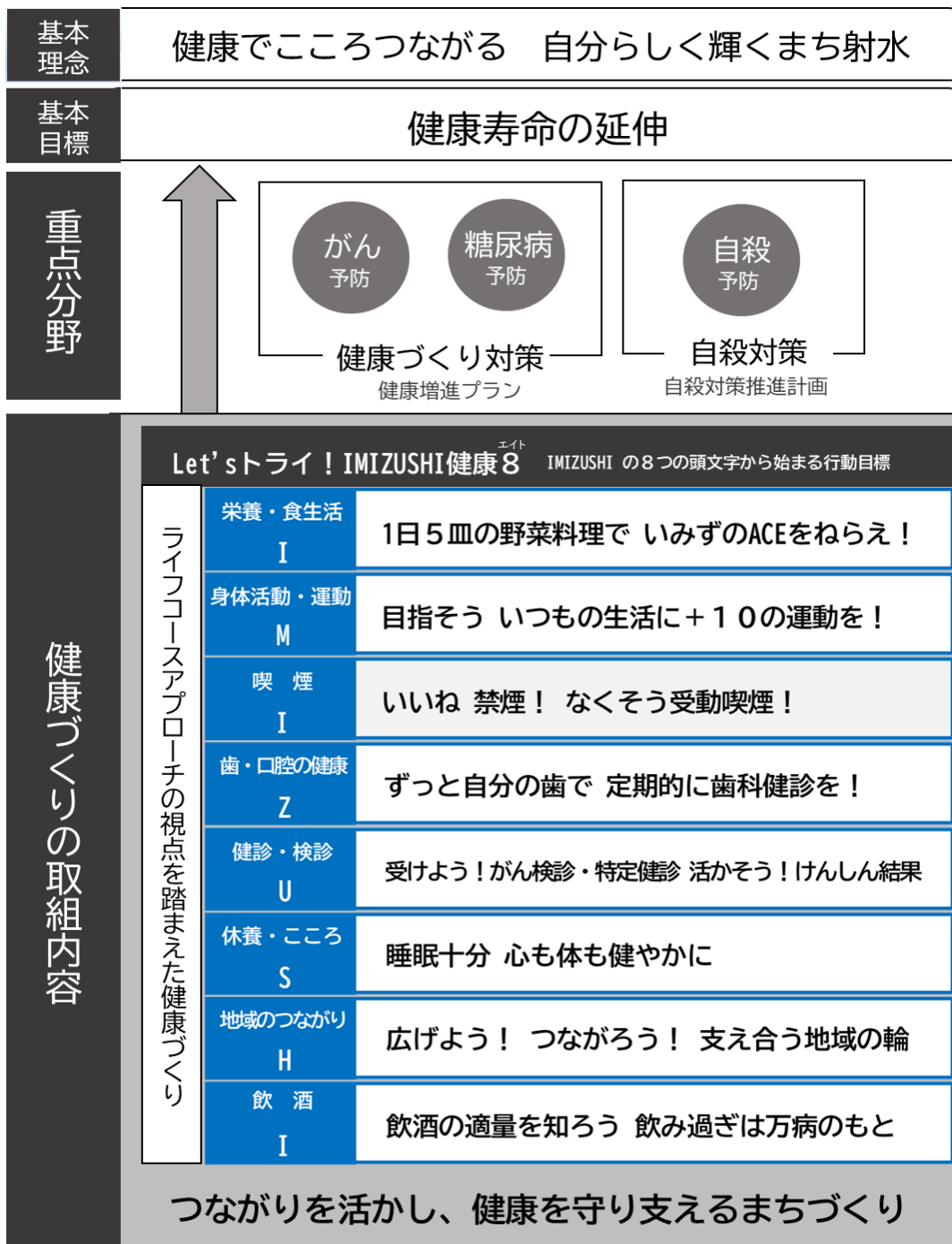
#### 4 計画の基本的な考え方

基本理念

健康でこころつながる 自分らしく輝くまち 射水

一人ひとりが健康づくりに取り組み、ときには誰かと支え合い、つながっていくことで、自分らしく輝きつづけられるまちを目指します。

基本理念の実現に向け、基本目標を「健康寿命の延伸」とします。重点的に取り組む分野を「がん予防」「糖尿病予防」「自殺予防」とし、「射水市 (IMIZUSHI)」の8つの頭文字から始まる行動目標を柱に健康づくりを推進します。

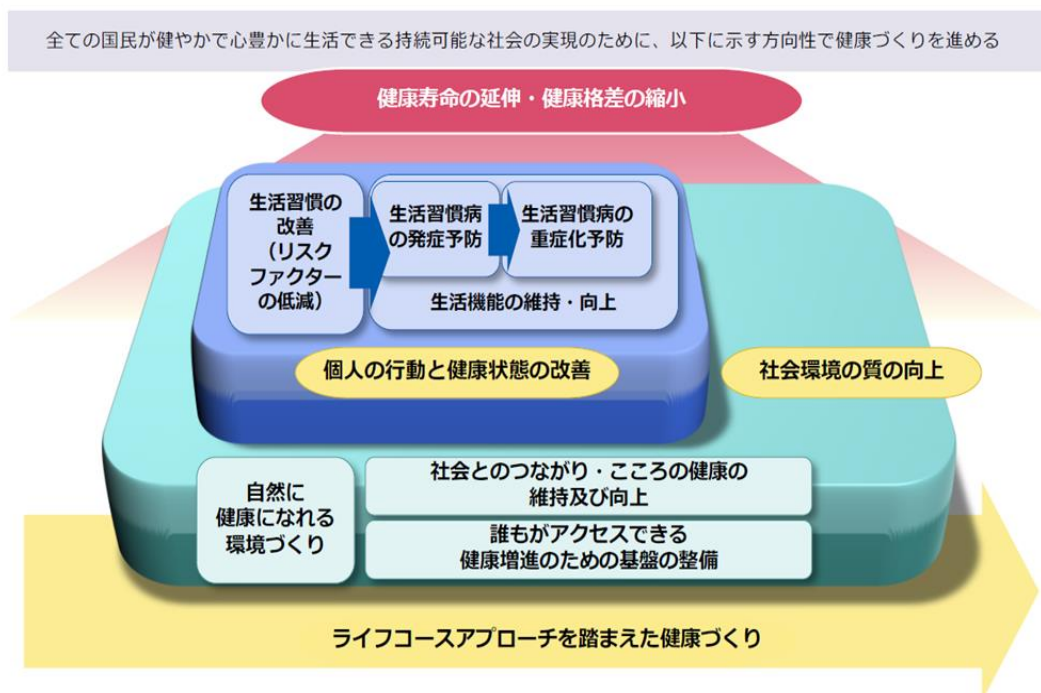


## 5 国の方針

### (1) 健康日本21(第三次)

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目標に、「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」など、2024(令和6)年度からの新たな健康づくりに関する取組の方向性を示しています。

社会とのつながりを持ち、こころの健康を守るための環境づくりとともに、健康な食生活や運動を促す環境など、自然に健康になれる環境づくりを推進することとしており、ライフステージ特有の健康づくりに加え、胎児期から高齢期に至るまでの「ライフコースアプローチ」による健康づくりの取組を進めることとしています。



### (2) 自殺総合対策大綱

自殺の多くが追い込まれた末の死であることから、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことにより、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこととしています。

特に、コロナ禍を経て女性や小中高生の自殺が増加していることなどを受けて、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

#### Topics

#### Let's トライ! IMIZUSHI 健康<sup>エイト</sup>8 とは

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むため、第2次健康増進プランから、射水市「IMIZUSHI」の8つの頭文字から始まる行動目標を推進しています。皆さんができることから実践しましょう!

